

「(仮称) 昭島市個人番号の利用及び特定個人情報 情報の提供に関する条例」の基本的な考え方 についての意見募集

募集期間 平成27年10月15日(木) から
11月 5日(木) まで

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行に伴い、本市がマイナンバーを独自に利用する事務等について、「(仮称)昭島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を制定する予定です。

この条例の基本的な考え方についてまとめましたので、広く市民の皆様のご意見を募集します。

昭 島 市

「(仮称) 昭島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供にに関する 条例」の基本的な考え方について

1 マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に一人、一つの12桁の個人番号（マイナンバー）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現することを目的として整備される社会基盤です。

本年11月初旬からマイナンバーが記載された通知カードが世帯ごとに送付され、来年1月から行政手続におけるマイナンバーの利用が始まります。

【マイナンバー制度の目的】



(内閣官房マイナンバー広報資料より)

※ マイナンバー制度については、市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.akishima.lg.jp/235/index.html>

2 条例の制定について

マイナンバー法では、「マイナンバーの利用」や「特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の提供の制限」について定めていますが、地方公共団体が独自に行う事務については、条例で定めることによりマイナンバーの利用や特定個人情報の提供を行うことができるものとされています。

本条例「(仮称) 昭島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は、マイナンバー法の規定に基づき条例で定める必要がある次に掲げる事項のほか、マイナンバーの利用に係る市の責務等について定めるために制定するものです。

(1) 独自利用事務

市がマイナンバーを利用することができる行政事務については、マイナンバー法第9条に定められており、社会保障、税、災害対策に関する事務であって同法の別表第1に掲げる事務（法定利用事務）のほか、地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）があります。

本条例では、マイナンバー法第9条第2項に基づき、独自利用事務について規定します。

現在、次に掲げる事務を独自利用事務として考えています。

- ・乳幼児医療費助成に関する事務
- ・義務教育就学児医療費助成に関する事務
- ・児童育成手当の支給に関する事務
- ・ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務
- ・外国人に対する生活保護法の準用に関する事務

※ 独自利用事務については、マイナンバー制度の運用開始当初は、法定利用事務と一体的に処理する事務のみに限定し、その後は同制度の運用状況を確認しながら、市民の皆様の利便性向上や行政の効率化を図ることができる事務について、条例改正により追加していく予定です。

【法定利用事務と独自利用事務】

社会保障・税・災害対策に関する事務【平成28年1月から利用開始】

＜マイナンバー法にて規定＞

＜本条例にて規定＞

法定利用事務

地方税、児童手当、国民健康保険、介護保険、生活保護 等

独自利用事務（想定）

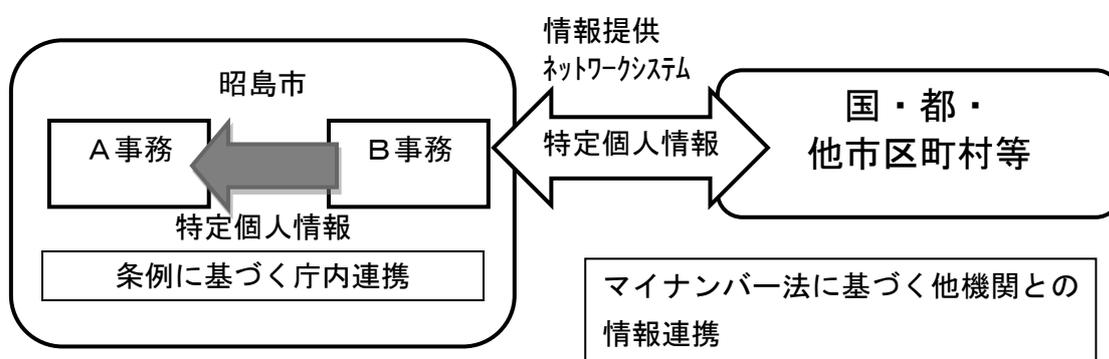
乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成、児童育成手当 等

(2) 庁内連携

マイナンバー法第19条第7号では、法定利用事務の処理のために必要となる国の機関や他の市区町村との情報連携について、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して行うことを定めています。

一方、地方公共団体では法定利用事務や独自利用事務の処理にあたり、庁内での情報連携も必要となります。この場合の連携は、地方公共団体の内部における特定個人情報の「利用」に該当するため、マイナンバー法第9条第2項の規定に基づき、条例で定める必要があります。

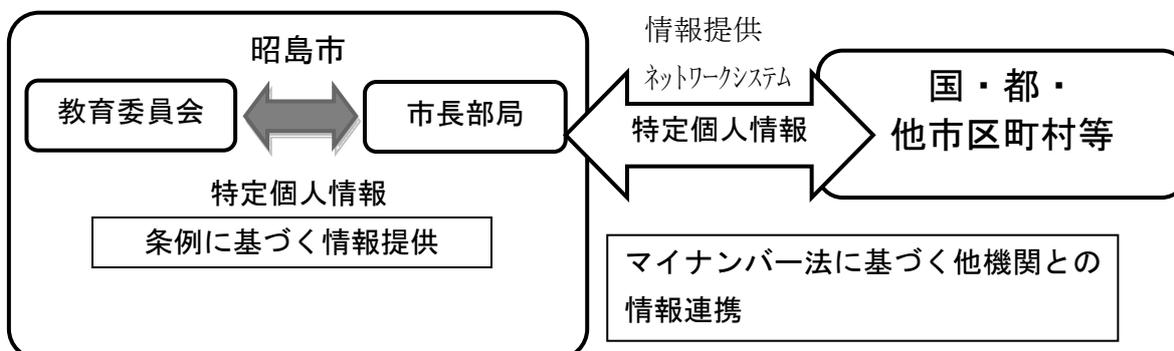
【条例に基づく庁内連携のイメージ】



(3) 特定個人情報の提供

同じ地方公共団体内部において、執行機関との間（例えば、市長部局と教育委員会の間）で特定個人情報の照会・提供を行う場合は、マイナンバー法第19条第9号の規定に基づき、条例で定める必要があります。

【条例に基づく情報提供のイメージ】



3 条例の骨子（案）

（1）趣旨

マイナンバー法第9条第2項に基づく個人番号（マイナンバー）の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることを本条例の趣旨とします。

（2）定義

本条例に出てくる用語（個人情報、個人番号、特定個人情報等）について説明をします。

（3）市の責務

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること等を市の責務とします。

（4）個人番号の利用範囲

- ① マイナンバー法第9条第2項に基づき、昭島市が個人番号の独自利用を行う事務について規定します。
- ② マイナンバー法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携について規定するほか、マイナンバー法第9条第2項に基づき、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携の内容について規定します。

（5）特定個人情報の提供

マイナンバー法第19条第9号に基づき、市役所内の他機関への特定個人情報の提供の内容について規定します。

（6）規則への委任

本条例の施行に際して必要な事項は規則で定めます。

（7）施行日

本条例は、マイナンバーの利用が始まる平成28年1月1日から施行します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(マイナンバー法) 参照条文

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 (略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 (略)

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。